別表気象庁の部内部局の項中「情報管理室長　観測システム運用室長」を「情報管理室長　観測システム運用室長　航空気象観測整備運用室長」に、「精密地震観測室長」を「火山防災情報調整室長」に、「、観測システム運用室長」を「、観測システム運用室長、航空気象観測整備運用室長」に改め、「庶務係長（精密地震観測室に所属する者に限る。）」を削る。

別表環境省の部内部局の項中「鳥獣保護業務室長」を「鳥獣保護業務室長　希少種保全推進室長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「緊急事態対策監」を「部長　緊急事態対策監　技術総括審議官」に、「原子力地域安全総括官　課長　安全規制管理官」を「原子力安全技術総括官　課長　参事官　安全技術管理官　安全規制管理官　原子力防災業務管理官」に、「業務管理室長」を「広報室長」に改め、「安全研究推進室長」を削り、「核物質防護室長」を「核セキュリティ・核物質防護室長」に、「課長補佐（管理）　室長補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」に、「人事専門職　会計専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「給与専門職」に、「秘書」を「庶務係長」に改め、同項の次に次のように加える。

原子力安全人材育成センター	副所長　課長　課長補佐（総括）

別表人事院の部事務総局の項中「国際研修室長」を「派遣研修室長」に改め、「給与調査官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十六年二月二十八日」を「平成二十六年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十五の四第五号の規定に基づき、八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十六年八月七日　　総務大臣　新藤　義孝

八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。）においては、搬送波の中心周波数からの離調周波数における、任意の一MHzの帯域幅当たりの許容される電力密度は、次式の値以下であること。

$A = a + b\,(Pb - 50) - 10\log(Bch / 250)$〔dBm／MHz〕

Aは搬送波の中心周波数からの離調周波数における、任意の一MHzの帯域幅当たりの許容される電力密度、Pbは離調周波数対チャネル間隔比〔%〕、Bchはチャネル間隔〔MHz〕とする。

$Pb = (fd / Bch) \times 100$

fdは、送信チャネルの中心周波数からの離調周波数〔MHz〕とする。

a及びbは次のとおりとする。

ア　Bchが500MHz以下の場合

Pbが0%以上50%未満のとき、a＝5dBm／MHz、b＝0

Pbが50%以上57.5%未満のとき、a＝0dBm／MHz、b＝－2

Pbが57.5%以上70%未満のとき、a＝－15dBm／MHz、b＝0

Pbが70%以上125%未満のとき、a＝－7.727dBm／MHz、b＝－0.3636

Pbが125%以上（150＋（500／Bch）×100）%未満のとき、a＝－25dBm／MHz、b＝－0.1333

イ　Bchが500MHzを超え2,250MHz以下の場合

Pbが0%以上50%未満のとき、a＝5dBm／MHz、b＝0

Pbが50%以上57.5%未満のとき、a＝0dBm／MHz、b＝－2

Pbが57.5%以上70%未満のとき、a＝－15dBm／MHz、b＝0

Pbが70%以上125%未満のとき、a＝－7.727dBm／MHz、b＝－0.3636

Pbが125%以上（150＋（500／Bch）×100）%未満のとき、a＝－25dBm／MHz、b＝－0.1333

Bchが1,000MHzの場合は、a＝－25dBm／MHz、b＝－0.1333

Bchが2,000MHzの場合は、a＝－20dBm／MHz、b＝－0.2

Pbが（150＋（500／Bch）×100）%のとき、a＝－45dBm／MHz、b＝0

○総務省告示第二百六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十六年八月七日　　総務大臣　新藤　義孝

第2の第3表中

「

71—74	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
	固定衛星（宇宙から地球） 移動衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用
74—76 J 282	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用
	放送　J 15 放送衛星　J 15	放送用
	宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用

」

を

「

71—74	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	固定衛星（宇宙から地球） 移動衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用
74—76 J 282	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用
	放送　J 15 放送衛星　J 15	放送用
	宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用

」

に、